

美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例（素案）の概要

1. 条例制定の概要

地域が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むこととした地域主権改革の趣旨に基づき、本年6月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号・第3次一括法)」が公布され、第三次一括法7条により消防組織法第15条が改正され、消防長及び消防署長の資格の基準等について、政省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされた。

2. 制定の考え方

市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令で定められた基準を参酌した結果、当該政令で定められた基準を準用し、美唄市の現状を踏まえて消防長及び消防署長の資格を定めることとした。

3. 条例素案の概要

○消防長の資格の要件

- ① 消防職員で消防署長又は消防署長の職と同等以上の職に1年以上あったものであること。
- ② 消防団員で消防団長の職に2年以上あったものであること。
- ③ 市職員で部長又は部長の職と同等以上の職に2年以上あったものであること。

○消防署長の資格の要件

- ① 消防職員で消防司令の階級に1年以上あったものであること。
- ② 消防職員で消防司令補の階級に3年以上あったものであること。
- ③ 消防団員で消防副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったものであって、市長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(消防長の資格)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 15 条第 2 項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に 2 年以上あったものであること。
- (3) 市の行政事務に従事した者で、市長の直近下位の内部組織の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第 2 条 消防組織法第 15 条第 2 項に規定する条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年(市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1 年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に 3 年(市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3 年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。
- (3) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に 3 年以上あったものであって、市長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(美唄市消防長の任命資格を定める条例の廃止)

- 2 美唄市消防長の任命資格を定める条例(平成 22 年条例第 21 号)は、廃止する。

参酌した政令との比較表

美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例	市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令
(消防長の資格) 第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。 (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。 (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。 (3) 市長部局の行政事務に従事した者で、市長の直近下位の内部組織の長の職その他市長部局におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。 (消防署長の資格) 第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。 (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。 (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。 (3) 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもの	(消防長の資格の基準) 第1条 消防組織法第15条第3項に規定する消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準として政令で定める基準の資格は、次のとおりとする。 (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。 (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。 (3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。 (消防署長の資格の基準) 第2条 消防組織法第15条第3項に規定する消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準として政令で定める基準の資格は、次のとおりとする。 (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。 (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。 (3) 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもの

のであって、市長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (美唄市消防長の任命資格を定める条例の廃止) 2 美唄市消防長の任命資格を定める条例（平成22年条例第21号）は、廃止する。	あつて、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の廃止) 2 市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号）は、廃止する。
--	--

ご意見を募集します

募集する案件は、次のとおりです。

ご意見を参考に本年2月下旬までに取りまとめ、議会の議決を経て、平成26年度から施行します。

美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

地域が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むこととした地域主権改革の趣旨に基づき、本年6月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号・第3次一括法)」が成立し、これに伴い、これまで国の政省令で規定していた条文等を、地方自治体が条例で定めるとされ、次のとおり美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例の素案をまとめましたので、さらに広くご意見をお聴きするためご意見を募集いたします。

【条例の内容】

市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令(平成25年政令第263号)の公布により、政令で定める基準を参酌して新たに条例を制定するもの。

*美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例とは
別紙のとおり

◆意見募集期間

平成25年12月25日(水)～平成26年1月23日(木)

◆意見提出者の範囲

市内にお住まいの方、通勤・通学している方、法人、活動団体、納税義務がある方、利害関係がある方です。

◆意見の提出先

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号

美唄市消防本部総務課庶務グループ

電話66-2221 Fax. 66-2220

電子メール shobo-soumu@city.bibai.lg.jp

◆意見提出の方法

所定の用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

◎持参、郵送、ファックス、電子メール

◆意見の検討結果の公表

意見の検討結果は、平成26年2月中に公表する予定です。

◆条例の一部改正(素案)と意見提出用紙の配置場所

条例の一部改正(素案)等は、消防本部総務課、市役所総務課、東美唄出張所、市民会館、図書館、総合体育館、保健センター、に配置しているほか、市のホームページにも掲載しています。

http://www.city.bibai.hokkaido.jp/****/**/****/

◆お問い合わせ先

消防本部総務課庶務グループ 電話 66-2221

